

宮城県グループホーム整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に定める共同生活援助を行うグループホーム（以下同じ。）の整備を図るため、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行うグループホーム施設整備事業に要する経費について、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、宮城県グループホーム整備促進事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 宮城県グループホーム整備促進事業補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額又は補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとし、その提出部数は2部とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算（補正見込）書抄本
- (4) 納税証明書（県税）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) その他知事が必要と認める書類等

3 次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等は、交付申請することができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が、補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更である場合にあっては、この限りでない。この場合、変更の理由が生じた後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、次の時期ごとに様式第4号により行わなければならない。

(1) 補助対象事業を着工したとき

(2) 前号の事業着工した日の属する年度の12月末日現在の状況について翌月10日まで

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出部数は2部とする。

2 前項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 施設整備精算額内訳書

(2) 事業実績報告書

(3) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第9 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、その取

得価格又は効用の増加の価格が30万円以上であるものとする。

- 2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める社会福祉施設整備費補助金に係る財産及び処分制限期間を準用する。
- 3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第7号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の宮城県グループホーム整備促進事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた宮城県グループホーム整備促進事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

別表 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助基準額	補助額
<p>グループホームの創設及び改築並びに大規模修繕等（総事業費が30万円以上のもに限り、施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用及びその他施設整備費として適当と認められない費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」別紙）に定める国庫補助基準額に準じる。</p>	<p>○創設及び改築の場合 対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と、総事業費から寄附金その他収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額に3/4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と、補助基準額を比較して、最も低い額以内</p> <p>○大規模修繕等の場合 対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額と、補助基準額を比較して、最も低い額に3/4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）以内</p>

注1) 「創設」とは「新たに施設を整備すること」をいい、「改築」とは「既存施設の改築整備をすること」をいい、「大規模修繕等」とは「平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること」をいう。

様式第1号

年度宮城県グループホーム
整備促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年度において宮城県グループホーム整備促進事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県グループホーム整備促進事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 施設の種別
- 3 施設整備申請額算出内訳書（別紙（1）のとおり）
- 4 事業計画書（別紙（2）のとおり）
- 5 歳入歳出予算書抄本

様式第2号

年度宮城県グループホーム
整備促進事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県グループホーム整備
促進業補助金の交付決定の通知のありました宮城県グループホーム整備促進事業について、
事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

様式第3号

年度宮城県グループホーム
整備促進事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県グループホーム整備促進事業補助金の交付決定の通知のありました宮城県グループホーム整備促進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

様式第 5 号

年度宮城県グループホーム
整備促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県グループホーム整備促進事業補助金の交付決定の通知のありました宮城県グループホーム整備促進事業について、下記のとおり実施しましたので補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設の種別
- 2 施設整備精算額内訳書（別紙（1）のとおり）
- 3 事業実績報告書（別紙（2）のとおり）
- 4 歳入歳出決算（見込）書抄本

様式第6号

年度消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で交付決定を受けた 年
度宮城県グループホーム整備促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第13条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（返還相当額） 金 円
- 4 添付書類
(1) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等
(2) その他、知事が必要と認めるもの

様式第7号

宮城県グループホーム整備促進
事業補助金財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で宮城県グループホーム整備
促進事業補助金の交付決定の通知のありました宮城県グループホーム整備促進事業により
取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由

施設整備申請額算出内訳書（大規模修繕等）

（県名）

（設置者の名称）

（施設の名称）

施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その他	差引額	BとDの少ない方	算定額	EとFの低い方	補助額
	総事業費	実支出（予定）額	の収入額		の額		の額	
	A 円	B（≦A） 円	C 円	D（=A-C） 円	E 円	F 円	G 円	H 円
1 施設整備費								
施設整備費計								

- （注）
- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) A欄～G欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (3) G欄は、E欄又はF欄の低い方の額に、3/4を乗した額（千円未満切り捨て）を記入すること。

別紙（２）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿泊提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設，改築，大規模修繕の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
- (オ) 建物の構造（ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
- (イ) 建物の構造（ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
- (イ) 建物の構造（ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	円
イ	工事事務費	円
ウ	小計（本体工事費）	円
	工事費	円
エ	解体撤去工事費及び	
	仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	円
	（仮施設整備工事費）	円
	（その他の工事費）	円
オ	合計	円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	県補助金	円
イ	設置者負担金	円
	（内訳）自己資金	円
	借入金	円
	寄付金	円
オ	合計	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - （ア）直営・請負の別
 - （イ）着工年月日
 - （ウ）完了年月日
- キ 仮施設工事関係
 - （ア）直営・請負・賃貸借の別
 - （イ）工事期間
 - （ウ）仮施設の使用期間

(5) 補助金等交付規則第21条に規定する財産処分（抵当権の設定）の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

歳入歳出予算（補正見込）書抄本

1 歳入

	補正前予算額	補正後予算額	増 減	備 考
県 補 助 金				
その他の補助金				
一 般 財 源				
寄 付 金				
そ の 他				
計				

2 歳出

	補正前予算額	補正後予算額	増 減	備 考
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				

この歳入歳出予算（補正見込）書抄本は、原本と相違ないことを証します。

年 月 日

法人名
代表者名

別紙（1）

施 設 整 備 精 算 額 内 訳 書 （ 大 規 模 修 繕 等 ）

(県名) (設置者の名称) (施設の名称)

施 設 種 別	設 置 者 の	対 象 経 費 の	寄 付 金 そ の 他		BとDの少ない方		EとFの少ない		補 助 金	補 助 金	差 引 過
		実 支 出		差 引 額		算 定 基 準 に よ る	方 の 額	補 助 額			
	総 事 業 費	(予 定) 額	の 収 入 額		の 額	単 価	× 3 / 4		交 付 決 定 額	受 入 済 額	△ 不 足 額
A	円 B (≤ A)	円 C	円 D (=A-C)	円 E	円 F	円 G	円 H	円 I	円 J	円 K (=H - J)	
1	施 設 整 備 費										
	施 設 整 備 費 計										

- (注)
- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (3) G欄は、E欄又はF欄の低い方の額に、3/4を乗じた額（千円未満切り捨て）を記入すること。

別紙（２）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿泊提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 m^2

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設，拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2

(オ) 建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2

(イ) 建物の構造（ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2

(イ) 建物の構造（ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 小計（本体工事費） 円

エ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	円
	(仮施設整備工事費)	円
	(その他の工事費)	円
オ	合 計	円

(注) 工事費仕様書, 支出済工事費費目別内訳書, 工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) 補助金等交付規則第21条に規定する財産処分(抵当権の設定)の有無
有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ① 請負いの場合, 工事請負契約書の写
直営の場合, 支払領収書の写
賃貸借の場合, 賃貸借契約書の写(仮施設整備のみ)
- ② 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- ③ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- ④ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- ⑤ 建物内外部主要部分の写真
- ⑥ 工事契約金額報告書(別紙①)
- ⑦ 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

歳入歳出決算（見込）書抄本

1 歳入

	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
県 補 助 金				
その他の補助金				
一 般 財 源				
寄 付 金				
そ の 他				
計				

2 歳出

	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				

この歳入歳出決算（見込）書抄本は、原本と相違ないことを証します。

年 月 日

法人名
代表者名

(別紙①)

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
法人名
代表者名

施工業者 業者名
代表者名

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は
〇〇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計管理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円